(二)　流水の占用の登録

(1)　河川法（以下「法」という。）第二三条の二の登録に係る水利台帳の調書には、水利使用に係る水系及び河川の名称、法第二六条第一項の許可に係る工作物で主要なものの概要及び(3)に掲げる事項について記載をすることとした。（第六条関係）

(2)　流水の占用の許可を受けた水利使用のために取水した流水に類する流水は、ダム等から専ら次に掲げる場合に放流される流水とすることとした。ただし、魚道その他の魚類の通路となる施設を流下するものを除くこととした。（第一四条の二関係）

イ　河川の流水の正常な機能を維持するために必要なとき。

ロ　ダム等の洪水調節容量を確保するために必要なとき。

ハ　法第二三条の許可を受けた水利使用（発電以外のためにするものに限る。）のために必要なとき。

(3)　河川管理者が水利台帳に登録しなければならない事項は、次に掲げる事項とすることとした。（第一四条の三関係）

イ　氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び住所並びに代表者の氏名）

ロ　登録の対象となる流水の占用に係る発電のために利用する法第二三条の二に規定する流水に関する事項

ハ　登録の対象となる流水の占用に係る流水の量

ニ　登録の対象となる流水の占用に係る権利の存続期間

ホ　取水口又は放水口の位置その他の流水の占用の場所

ヘ　登録の年月日その他国土交通省令で定める事項

(三)　船舶等の放置等の禁止

みだりに河川区域内の土地に船舶その他の河川管理者が指定したものを捨て、又は放置してはならないこととした。（第一六条の四関係）

2　施行期日

この政令は、水防法及び河川法の一部を改正する法律の一部の施行の日（平成二五年一二月一一日）から施行することとした。ただし、1の(三)に関する規定は、平成二六年四月一日から施行することとした。

◇港湾法施行令及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第三三四号）（国土交通省）

一　港湾法施行令の一部改正関係

港湾管理者が特定用途港湾施設及び埠頭群を構成する港湾施設の建設又は改良に係る資金を無利子で貸し付ける場合における貸付金に関する貸付けの条件の基準のうち、貸付けを受ける者の担保提供義務を廃止することとした。（第一条関係）

二　特定外貿埠頭の管理運営に関する法律施行令の一部改正関係

港湾管理者が外貿埠頭の建設又は改良に係る資金を無利子で貸し付ける場合における貸付金に関する貸付けの条件の基準のうち、貸付けを受ける者の担保提供義務を廃止することとした。（第二条関係）

三　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇検疫法施行令の一部を改正する政令（政令第三五号）（厚生労働省）

1　佐賀空港を新たに検疫飛行場に指定することとした。（別表第一関係）

2　佐賀空港について検疫所長が検疫感染症等に関し調査及び衛生措置を行うことができる区域を定めることとした。（別表第三関係）

3　この政令は、平成二五年一二月二〇日から施行することとした。

◇放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律の施行期日を定める政令（政令第三三六号）（環境省）

放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律（附則第一条各号に掲げる規定を除く。）の施行期日は平成二五年一二月二〇日とし、同条第一号に掲げる規定の施行期日は平成二六年六月一日とし、同条第二号に掲げる規定の施行期日は平成二七年六月一日とすることとした。

◇放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第三三七号）（環境省）

一　大気汚染防止法施行令、水質汚濁防止法施行令及び湖沼水質保全特別措置法施行令の一部改正関係

放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う所要の規定の整理を行うこととした。（第一条～第三条関係）

二　環境省組織令の一部改正関係

環境の保全の観点からの放射性物質に係る環境の状況の把握のための監視及び測定に関する基準等の策定並びに当該監視及び測定の実施に関する事務のうち、大気の汚染の状況に係るものについては大気環境課の所掌事務とし、水質の汚濁の状況に係るもの（土壌環境課の所掌に属するものを除く。）については水環境課の所掌事務とし、地下水の水質の汚濁の状況に係るものについては土壌環境課の所掌事務とすることとした。（第四条関係）

三　この政令は、放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律の施行の日（平成二五年一二月二〇日）から施行することとした。